

寿都湾

の 議会だより

No. 160 平成26年2月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成25年 第4回定例会

平成25年第4回定例会は、12月17日招集され、町長の行政報告の後、意見案4件、平成24年度各会計の決算認定7件、条例の制定

1件、条例の改正3件、平成25年度一般会計補正予算1件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

●【水産漁獲高】

漁業を取り巻く環境は、資源変動による漁獲量の低迷や魚価安、燃油高騰によ

る経費の増大など依然として厳しい状況が続いております。

漁協の11月末時点での市場取扱高は、前年の厳しい水準をさらに下回り、9億7千700万円となっております。

漁獲の減少が顕著に現れている魚種は、ホッケ・サケなどで、特にホッケの漁

獲量は約1万トンを記録した平成20年度より減少が続いており、数量で約1千200トンとピーク時の水揚げの2割に満たない状況となっております。

また、主力魚種であるサケについては、回帰率の安定を期待しているところですが、漁獲量で104トン、金額で4千300万円と昨年の低位の水準をさらに下回った状況となっております。気象変動による海水温の上昇等についても漁への影響として懸念しているところであります。

ナマコ漁については、ここ数年下落傾向でありましたが、今年度はキ口当たり1千600円の単価上昇により生産額については、



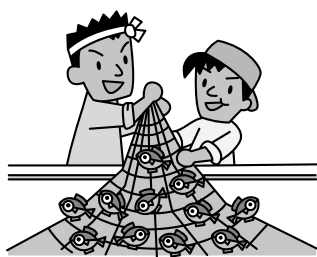
1月4日 年頭のあいさつを交わす新年交礼会が開催されました。

3億3千500万円と主力魚種としてのトップの座を維持している状況であります。

イカナゴについては近年、資源水準が安定しており、好漁であった昨年の386トンに対し、601トンと大幅な生産増となりましたが、魚価安の影響を受けるなど単価割れが生じたことから、金額では1億1千100万円と対前年比95%となっております。

春漁を支えるサクラマス資源の動向については、トドの来遊により漁への影響が心配されることでありますが、前年対比では数量で2.7倍、生産額においては2倍と資源の回復傾向が見られるなど、種苗放流事業の成果を今後も期待しているところでもあります。

また、今年2月にはニシンの水揚げが21トン記録し、約70年ぶりとなるニシン資源の復活の兆しが見え始めているところであります。



す。

イカ漁については、好漁場が形成された太平洋及び根室海域での操業が中心で、生産額では前年より微増の7千500万円の水揚げとなっておりですが、秋以降の漁の終盤において外来船の入港が徐々に増えてきておりますので、今後の漁模様に期待をしているところであります。

こうした全般的な漁獲高の減少により、今年度における漁協の取扱高は事業計画を下回ることが必至で、平成25年度の決算見込みは厳しい財務となることが予想されます。

しかしながら、固定化債権の早期解消と財務の健全性確保のため、漁協として代位弁済を一般財源により償還していた中で、この度、漁協財務健全化措置による求償権償却の対象として認定を受ける方向となり、健全な組合運営を図るための一定の猶予が与えられたと伺っております。

今後、漁業振興を図るべく施策の実現による漁業の活性化を強く期待するところであります。

●【主要作物作柄状況】

今年の春先は、低温によ



る農作業の遅れと日照不足により、心配されましたが、夏場の高温により回復し、全般的には平年並みの状況でありました。

水稻につきましては、移植の遅れからやや生育が遅れて、心配しておりましたが、生育期である6月から7月にかけての好天により遅れを取り戻し、平年並みとなりました。

馬鈴しょにつきましては、は、春先の生育の遅れと夏場以降の長雨による影響が心配されましたが、ほぼ平年並みでありました。

しかし、本町特産の長いもにつきましては、播種期の天候不順により生育不良が生じ、全体的に生産量の低下が見られたところであります。

●【風力発電事業】

風力発電所の運転状況でありますが、ご承知のとおり昨年11月から「電気事業



者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」いわゆる固定価格買取制度による発電へ移行し、風力発電は本町にとつてより一層大きな財産となりました。

今年の春から夏にかけての風況も良好で、「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」共に順調な稼働実績を上げたところであります。

この固定価格買取制度による売電益は、本町地域振興において大きな財源となることから、冬場の良好な風況が見込まれる季節を向かえ、安定的な売電額を確保するため、今後も引き続き施設の適正な保守管理に努め、万全な体制で事業の推進を図って参りたいと考えております。

審議した案件

条例の制定

◆寿都町私債権の管理に関する条例の制定・原案可決

私債権（土地貸付料、公営住宅使用料及び水道使用料など）を適切に管理、回収するとともに安定的な財源の確保を図るために条例を制定するものです。

条例の改正

◆町公法上の収入徴収に関する条例の全部を改正する条例・・・原案可決

（賛成8：反対0）

介護保険料、後期高齢者医療保険料及び下水道使用料などの公債権（強制徴収公債権）についての延滞金の額を、地方税法等の規定に沿って整合性を図るために、町公法上の収入徴収に関する条例の全部を改正するとともに、延滞金の減免及び過料等に関する規定を加え、さらに、延滞金の改正に影響する後期高齢者医療に関する条例など、5つの条例の延滞金の部分も改正するものです。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・原案可決

（賛成7：反対1）

平成24年の人事院勧告による「55歳を超えた職員の昇給停止」について、人事院勧告を尊重し、国家公務員を準拠する立場から国家公務員同様に改正し平成26年1月1日から「55歳を超えた職員の昇給停止」を実施するものです。

◆寿都町税条例及び寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例・原案可決

（賛成8：反対0）

地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い、町民税は年金特別徴収及び株式等に係る課税特例の見直しなど、国民健康保険税については株式等の課税特例の見直しなどが主な改正内容です。

補正予算

◆平成25年度一般会計補正予算（第6号）・・・原案可決

（賛成8：反対0）

予算総額から176万7千円を減額し、総額を48億6千

936万9千円とするもので
す。

○補正の主なもの

■総務費

- ・財政調整基金に積立て
353万9千円の増
- ・職員給与費
(時間外勤務手当)
488万円の増
- ・温泉施設維持補修費

70万円の増

■衛生費

- ・後期高齢者個別検診
委託料 259万6千円の増
- ・寿都葬斎場の維持補修工
事費 25万8千円の増
- 商工費
・道の駅機能増設工事
1千374万円の減

平成24年度 各会計決算認定

平成24年度の一般会計及

び各特別会計歳入歳出決算
認定については、11月1日
の第5回臨時会において提
案され、議員全員による「決
算特別委員会」を設置し、
審査を行うこととして、11
月26日、27日の2日間にお
たり、決算特別委員会が審
議を行い、12月17日開催の
第4回定例会において、石
澤委員長から「各会計とも
決算を認定すべきものと決
定した。」との報告がなされ、
本会議において次のとおり
認定されました。

◆平成24年度寿都町一般会
計歳入歳出決算・・・認定
(賛成8 反対0)

◆平成24年度寿都町国民健
康保険事業特別会計歳入歳
出決算・・・認定

(賛成7 反対1)

◆平成24年度寿都町後期高
齢者医療特別会計歳入歳出
決算・・・認定
(賛成8 反対0)

◆平成24年度寿都町介護保
険事業特別会計歳入歳出決
算・・・認定
(賛成8 反対0)

◆平成24年度寿都町簡易水
道事業特別会計歳入歳出決
算・・・認定
(賛成8 反対0)

◆平成24年度寿都町公共下
水道事業特別会計歳入歳出
決算・・・認定
(賛成8 反対0)

◆平成24年度寿都町風力発
電事業特別会計歳入歳出決
算・・・認定
(賛成8 反対0)

■決算特別委員会・審査
意見

(1)一般会計並びに各特別会
計の歳入歳出決算の係数及
び予算執行は適切であると
認める。

(2)一般会計については、歳
出予算の執行率は96.0%で、
翌年度への繰越措置分を加
えるとその執行率は96.1%で
あり、多岐にわたり住民生
活の向上のため計画された
事業はほぼ適正に執行され
ている

(3)次の事項については十分
検討され、行財政の円滑な
運営が図られるよう強く要
望する。

ア 町税全体で税額におい
ては、対前年比で830万円
の減、収納率は0.2%減の
91.8%である。収納未済額は
前年度より15万円減少の
2千73万円で、徴収の努力
は認められるものの、依然
として多額の未済額になっ
ている。

北海道との共同徴収も一
定の成果をあげており、さ
らに連携を密にするととも
に、滞納者が固定化の傾向
にあることから、町民への
納税意識の啓発を図り、徴

収強化を一層進め、財源確
保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使
用料及び手数料、財産収入
の未済額合計では424万円と
減少しており、収納率の向
上に努力していることは認
められるが、税負担の公平
性と自主財源確保のため、
今後とも積極的に収入の確
保に努力されたい。

税外を含めた町税全体の
収入未済額は昨年度より減
少しているものの、不納欠
損額として整理されたこと
も一つの要因となっており、
このことが単に徴収不
納というだけの適宜の認定
で整理されることがないよ
う、今後とも地方税法等に
基づき適正な事務処理に当
たられるよう要望する。

公債費の償還額は7億8
千776万円で歳出総額の21.5%
を占めている。

年度末の地方債残高は
67億7千417万円で、前年度
に比較し4億2千544万円減
少しているものの、借換債
の実施など可能な限り財政
指数の悪化を防止するとと
もに、事業の執行に当たっ
ては、将来の財政状況を踏
まえ、効率的な運営を図り、
行財政の健全化に努められ
たい。

イ 国民健康保険事業特別

会計に係る実質収支額は
1千128万円で、前年度に引
き続き黒字決算となってい
る。

保険税の収入未済額は
4千172万円で前年度より
378万円減少しているが、依
然として多額であり、滞納・
未納額の解消とともに、不
納欠損額についても、一般
会計と同様、適正かつ慎重
な対応に努め、引き続き積
極的な指導と啓発に努めら
れたい。

被保険者の健康管理等の
諸施策をより積極的に導入
しているが、会計の健全運
営は容易でなく、会計独立
の原則に立ち、なお健全化
に向け努力されたい。

ウ 後期高齢者医療特別会
計については、平成20年度
にこれまでの老人保健制度
に変わる高齢化社会に対応
した医療を確立するものと
して後期高齢者医療制度が
創設されたもので、北海道
後期高齢者医療広域連合へ
の負担金が多額なものであ
る。

歳入全体で5千34万円と
なっており、そのうちの
61.3%が保険料である。
制度に対する住民の関心
は高く、新制度施行までの
間は現制度が継続されるの
で、北海道後期高齢者医療

広域連合と十分な連携を図
り、適切な処理に努められ
たい。

エ 介護保険事業特別会計
については、制度創設から
13年が経過し、制度の定着
が図られてきているものと
思われ、介護認定者及び介
護サービス利用者も前年度
に比べ増加しているもので、
引き続き制度の周知や介護
サービスの啓蒙活動並びに
介護予防を積極的に推進す
るとともに、本会計の適正
かつ円滑な事業運営に当た
られたい。

なお、施設入所を求める
要介護者も多いことから次
期の計画に向け、国や関係
機関との連携を強められた
い。

また、介護保険料の収入
未済額が75万円で、前年度
より33万円増加しており、
対象者に保険制度の趣旨を
理解させ、未納の解消に努
められたい。

オ 簡易水道事業特別会計
については、一般会計や水
道基金からの繰り入れもあ
り、各種の事業は円滑に運
営されている。

なお、水道使用料の収入
未済額は、前年度より10万
円の減となっているものの
158万円と依然多額であり、
その解消になお一層努力さ

りたい。

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たりたい。

力 公共下水道事業特別会計については、年度末加入率83・03%と前年度より1.19%の増であり、今後とも加入率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営にあたりたい。

また、分担金及び使用料の未済額は76万円で、前年度より12万円の減となっており、簡易水道使用料とあわせて収納の向上に努力されているが、事業に対する加入者の理解を十分得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされたい。

キ 風力発電事業特別会計については、売電収入が再生可能エネルギー固定買取制度が平成24年11月から適用となり、前年に比べ約1億7千500万円増加しており、「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」から得られる収益は、地域振興に重要な役割を果たしていることから、今後とも万全の体制で施設の運営管理に努めていたきたい。

■ 行政に対する総括意見

平成24年度においては、地方交付税は増額となったものの、今後においては国の財政状況から増額は期待できず、基金や一般財源への依存度が益々高くなることが予想されることから、事業執行に当たっては、更なる効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

また、実質公債費比率15.7%と前年度より上昇し、全道で1位の伸び率となっており、将来負担比率においては138・7%と昨年度より減少しているものの、全道平均を超える高い率であるので、これらの点を十分に踏まえ、適正な財政運営を望みます。

なお、当委員会では各委員から発言・要望のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

特に平成24年度は国の経済対策等があったものの、補正額も含めて約37億円かなる予算の執行については、理事者並びに職員が一丸となり相当頑張ったものと評価するものです。

意見書可決 関係大臣等へ送付

第4回定例会で3件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆安心できる介護制度の実現を求める意見書

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、短縮されたことによりサービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担もいっそうに軽減されていません。



また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の待遇改善が急がれます。以上の趣旨から下記の事項について要望します。

1. 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。
2. 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。
3. 全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

◆要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書

8月6日付「社会保障制度改革国民会議」の報

告書によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるような、受け皿を確保しながら新たな地域包括促進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。」として要支援者を介護保険サービスから外すことを明確に打ち出しました。

このことは、①要支援者こそ、適切な介護を受けることによって廃用症候群や引きこもり等、心身の機能低下を防ぐうえで最も介護を必要としている人々ですが、報告は一律に要支援者から必要な介護を奪うものです。

②要支援者の中には、介護保険サービスを利用し、独居で頑張つて暮らしている方が多くいます。要支援者から介護サービスを奪うことは、これらの方々の自立した生活を奪うことを意味するとともに、介護保険の本来の趣旨にも反するものです。

③限られた介護保険財源と人材の中で、新たな地域包括促進事業（仮称）を立ち上げ運営することは、ただ

でさえ厳しい自治体財政をさらに圧迫することになりかねません。そして従来の介護給付費に比べ大幅に引き下げざるを得ない給付費で、はたして必要なサービスを確保できるのかも見通しが持てません。このように介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念されます。

④おおよそ4分の1の利用者が介護保険のサービスから外されることになり、多くの介護事業所の経営を直撃することは間違いありません。そして介護事業所の倒産と、そこで働く介護労働者の失業が懸念されます。その結果、ただでさえ足りない介護労働者の離職を促し、ますます利用者から必要な介護を奪うのではないかと危惧されます。以上の趣旨から下記の事項について要望します。

1. 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
2. 利用者負担を増やさないこと。
3. 介護保険財政に国が責任を持つこと。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

◆JR北海道の重大事故・ トラブルの徹底した原因究 明と安全運行を求める意見 書

2011年5月に発生した石勝線トンネル内の脱線火災事故をはじめ、一連の重大事故・トラブルにくわえ、レール幅の異常放置とその測定記録を改ざんしていた事実が発覚し、JR北海道への信頼は大きく揺らいでいます。

同社は11月から、札幌―函館間は事故前の上下22本を18本に、札幌―釧路間は上下14本を12本に減らし、特急を減速運行するダイヤ改正を行いました。

道内交通の大動脈ともいえる鉄道輸送体制がこれまで通り維持されるのか、多くの道民は不安を感じています。

何より乗客・利用者の命と安全を第一とする公共交通機関として、一刻も早い再生をめざし、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことが求められています。

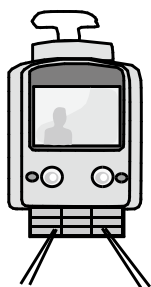
事故原因の究明が進むにつれて、検査や保線など安全にかかわる職場で技術継

承が断絶されている問題、エンジンや車両、レールや枕木の老朽化など、様々な問題点が浮上しておりあります。

JR北海道は、命を運ぶ事業者の自覚を持ち、安全対策を最優先する企業となることは当然であります。が、こうした会社を作り出し、放置してきた国の責任もつよく問われなければなりません。

よって、JR北海道が利用者の信頼を取り戻す為に、国に対し以下の対応を強く求めます。

1. 事故原因の徹底究明と事故防止策の作成を急ぎ、情報公開を行うこと。
 2. 車両・設備の更新に必要な技術面、財政面の支援強化を図ること。
 3. 車両の検査体制は、積雪寒冷地、長距離運行という北海道の特徴に合わせた内容とし、検査機関の規制緩和は行わないこと。
- (提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣



ここが聞きたい

一般 質問

第4回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

農業

寿都町の農業政策について



■質問

本町の農業振興については、今まで何度か質問してありますが、本町農業の現状は、先行き見通しのつかないくらい惨憺たる状況にあると言っても過言ではないと思います。

高齢化と共に後継者不足が一般的に本町農業衰退の原因のように思われますが、私はそれと共に、町の農業に対する取り組みがなおざりになっていったこともその要因のひとつではないかと思っています。

寿都は漁業の町と言われ、町の予算全体として、産業面では漁業関連の予算や計画に重点が置かれており、農業との比較では雲泥

の差があり、漁業重視の政策が続いていることは明らかであります。

今年の町政執行方針でも、農業に関する政策事項はわずかであり、町長の農業に対する考えや、活気ある施政が感じられない状況であります。

また、先日決算特別委員会において、町長は「農業は大変厳しい状況にある。しかし今は漁業に力を注ぎ、その後に農業に着手していきたい」と述べていましたが、果たして、今まさに農業に対する何らかの手を打たなければ、このままでは本町の農業は、農地は、大変なことになってしまっているのではないのでしょうか。

そこで、町長に農業への考えをお聞きします。1、本町農業の現状と今後の対策についてどの様にお考えですか。2、また、これからの農業政策について、町長の考えまたは指針をお聞きます。

●町長

1点目の、本町農業の現状と、今後の対策についてであります。本年1月1日現在の農業委員会委員選挙人名簿登録者から見ると、農家戸数37戸、農業者数70名となっております。そのうち専業農家が18戸、兼業農家が19戸であり、JA組合員は1名となっております。

また、年間農業生産額は馬鈴薯・長いもを主として毎年2千500万から3千万円程度の推移となっております。

一方農地の利用状況であります。一方農業者による積極的な利用も進まず、一部は、黒松内町作開地区の酪農家による飼料や採草地として、利用管理されている農地もありますが、徐々に遊休農地も増えてきているのが現状であります。

ご指摘がありましたとお

り、本町農業の現状を見ると、高齢化の進行と後継者不足による担い手不足が顕著であることから、現状維持も厳しい状況となっております。私も非常に危惧しているところであります。

特に本町農業の形態は、地形的条件から耕作面積が狭く、土地利用型の北海道農業に適さず小規模経営を強いられ、農業経営には非常に厳しい環境であることから、世代交代時に積極的な継承が行われず、時代の経過と共に徐々に衰退してきたものと捉えております。

本町農業の振興に向け、この状況を打開するための具体的な対策に特効薬はありませんが、すべての産業に共通していることですが、その産業を支えているのは人であり、農業も主役である農業者を育てること、人づくりが原点であり、最も重要であると考えております。しかしながらこのような条件の厳しい本町において、農業を生業とすることは、農業者にとっても相当の苦勞を覚悟したうえでの経営とならざるを得ないのが現状であります。

まずは、本町の特産品である長いも等の生産に対し



て、現在行っている畑作振興栽培奨励事業による支援により、既存農家を大事に育てながら経営安定を図り、後継者への継承や町外から農業に興味を持った人材への情報提供や相談等による、意欲のある新たな世代に交代できる環境づくりを力を注いでまいりたいと考えております。

次に、2点目のこれから農業政策についての考えであります。国の農業政策は、国民の食糧自給を確保する観点から重要な産業と捉えており、手厚い施策がされているところであります。本町の農業者の経営実態に合致しないため、積極的に活用できる支援施設

策とはなっておりません。また貿易自由化に向けて、現在交渉中であるTPP問題や減反政策の見直しなど、今後の国の農業政策は、大きな転換期を迎えているところでもあり、その成り行きによつては、今後ますます農業者個々の格差が広がり、農業経営も厳しくなることが予想されます。

このような厳しい農業情勢ではありますが、既存農家を大事に育てながら社会情勢を見極め、従来型の農業にこだわらない新たな発想による農業のスタイルを模索してまいりたいと考えております。

■再質問

今町長が述べられたように、人づくりというのは大切なことだと思えます。それに関連して再質問いたします。

一時、中山間事業などを通して農業活性化対策をやっておりますが、私は、要するに農業をやる人、農地を耕す人がいなければ農業は始まらないと思えます。高齢化のため利用しなくなった畑、水田をやめた農地、荒れ果てた畑地など、今後の計画を練って整備・立て直しを図らなければなら

ない農地が増え続けています。農業への人集め、新たに農地を耕す人、すなわち新規営農者を求めているかなければならないと思えます。

そのためには、今町長が述べたような考え方、特効薬はないんですが、人づくりを模索していかなければならないし、町長が考える農業政策を、具体的な計画に示し、またその実施方法等、寿都の農地のPRも含めてやっていかなければならないことが、たくさんあると思います。

よく都会では、市民農園を行っていたり、町が町民へ農地を貸し出したり利用してもらおうような方法や、現在の農家、高齢者農家も含めて、温泉や道の駅などの場所を設定しながら利用・販売を奨励するなど、現状の農家にそうした対応の仕方もあるのではないかと思います。

●町長

後段の道の駅・温泉等で



の販売というのは、これも生産者からの発信ということとで現在も行っておりますし、また市民農園という土地利用の考え方と、実際専業農家で所得を上げるといふ部分とは、全くまた違う土地利用の方法であります。越前谷議員が仰る市民農園の工夫についても、農地を積極的に有効に使うという意味では、大切な話だと私も思っておりますので、しっかりと計画を立てて農地の利用を図っていきたい。

ただ、一番具体的な専業農家をどう育てるか。ここについては、今私自身答えは持ち合わせておりません。非常に申し訳ないことではありますけれども、これも先ほどお話ししたように、これからの国の農業政策を見定めながら早急に、どうすれば寿都のスタイルの農業が所得が上がるのか、これ町独自ではなかなか厳しいと私は思っております。

ますので、道・関係機関・企業含めて鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

■再々質問

ちよつと違う角度から、再度質問します。

風力発電との関係ですが、風力発電は、本町の最重要事業として定着し、安定した収入財源の確保が図られています。その担当は農政係が行っており、これからの農業立て直しに向けて、風力発電事業を兼務してやっていくについて、業務として、大変ではないかと思えます。この点についてゆくゆくは、風力と切り離してしっかりとした農業政策を進めていくべきではないかと思えますが、この点について、最後に町長にお聞きします。

●町長

風力発電のスタートというのは、ちょうど中山間事業での特認事業ということで、農業予算でのスタートということが現在にもつながっている。

ただ最初の230キロワットと、今1万キロワットを越える部分を一緒にしているのかということは、議論するところではあるとは思いますが、風力発電独自で人を充てるだけの人的な余裕もないということも、現実問題でありまして、私は、現状の中で担当者は大変厳しいでしょうけれども、頑張っていたきたいということと、質問にはごいませんでしたけれども、この再生可能エネルギーと農業との結びつきのも探っていきたいと考えているところでもございます。

幸坂 順子 議員

生活 生活保護基準引下げによる 本町の影響とその対応について



■質問

生活保護基準が8月1日から引き下げられました。三年間で740億円の国費削減

をするもので、今年度は、生活扶助基準引下げ分150億円と期末一時扶助見直し70億円、計220億円が削減されます。

国は、引下げの理由を2008年、平成20年に比較して2011年の物価指数が4.78%下がっているためと言いますが、物価指数には、受給者がほとんど買うことのない電化製品が含まれており、その電化製品の下落幅が最も大きく、実態に合っていないせいで、生活必需品は下がるどころか上がっています。

また、生活保護の基準を、収入の最も少ない10%の世帯と比較し、生活保護世帯のほうが、低所得者世帯より収入が上回っているで引き下げるとも言うております。しかし、日本の生活保護を必要としている人の捕捉率は、2割にも満たない状況で、8割の人が制度を利用できないでいます。比較した10%の中には、保護基準以下で暮らしている世帯も含まれていますので、それを比較すること自体、際限なく生活水準を引き下げるものです。

更に、生活保護基準の引下げは、保護受給者のみならず多くの町民の生活に係わってきます。そのひとつが最低賃金です。最低賃金は「生活保護を下回らない水準となるよう配慮すべきである」とされており、保護基準が下がれば、最低賃金が下がってしまいます。就学援助制度も影響を受けます。更に、住民税の非課税限度額は保護基準を勘案して決められますので、住民税非課税基準も下がってしまい、新たに課税される人も出てきます。それによつて、保育料や介護保険料の減免措置などが受けられないということが起きてきます。収入は変わらないのに、支援の制度が利用できなくなるのです。

国は「できる限り影響が及ばないよう対応する。地方自治体にも趣旨を説明して理解してもらうよう依頼する」としていますが、それに対する財源措置はされていません。

以上のことから、町長に質問いたします。

1、本町の生活保護世帯への影響はどの程度でしょうか。本年度の引き下げ額の総額はいくらでしょうか。また、引き下げられる最高額がわかったら教えてください。また、引き下げられる月額です。

それから、15年度以降の値下げ額。3年間で引き下げると言っておりますが、その総額がわかりましたらお願いします。また、3

年間引き下げた場合の最高額の月額もわかったら教えてください。また、引き下げられる月額です。

2、生活保護引下げによつて、影響を受ける制度とその制度の利用者数、更に利用者の中で引下げの影響を受けるのは、どれくらいいるのでしょうか。

3、景気が低迷している中、保護費の引下げは、生活保護ばかりでなくほかの支援制度にも大きな影響を与えることになりませんか。このことについて町長の見解を伺います。

4、保護基準を下げながら財政措置もせずに、地方には「影響を出さないように」という国の姿勢は、大変不当なものだと思いますが、町民の暮らしを国の悪政から守るのが地方自治体の役目です。今回の措置に町としてどのように対処していくおつもりでしょうか。以上、4点について質問いたします。

●町長

この度の生活保護費の見直しは、衣食など日常生活費などを賄う生活扶助費の見直しをするというものであります。なお、生活保護

費の算出には級地区分があり、都市部や町村部の支給額に違いがあることや、年齢や世帯構成によつて支給の状況が違ってきます。

1点目の本町の生活保護世帯への影響についてですが、改正前と改正後と比較しますと、40歳未満の単身者では、1月880円の引下げ、40歳以上60歳未満は100円、70歳以上では180円程度の引下げとなります。一方、小学生などの就学児童のいる世帯などでは460円の引上げ、60歳以上70歳未満では340円の引上げとなっております。

ご質問の本年度の影響額については、ただいま申し上げましたように、それぞれの条件で違いがありますが、改正前の生活扶助費の支給総額は月額351万3千円、改正後の支給総額は月額351万5千円でその差額は2千円でそれを12カ月分に置き換えますと2万4千円の引上げとなります。また、一月の引下げ額の最高額は40歳未満の方の883円であり

ます。

次に、2年後の平成27年4月の支給状況については、総額で355万円で改正前の平成25年7月と比較すると、月額で3万7千円の引

上げとなり、12ヶ月に置き換えますと約44万4千円の増額となります。

また、一月の引下げ額の最高は、同じく40歳未満の方で2千650円となり、引上げ額の最高は、就学児童のいる世帯で、6千220円です。

2点目、3点目の生活保護引下げにより影響を受ける制度の件であります。

生活保護基準が引き下げられたことにより、住民税非課税限度額の基準となる所得の引下げも想定されま

す。その見直しによる他制度への影響については、介護保険料の段階区分や医療費の限度額適用・標準負担額減額認定などで約29項目にわたります。その中で非課税者等の対象者は、延べ2千50名程度になると考えられます。

国は他制度への影響として、平成25年5月に厚生労働事務次官通知を发出し、その内容は「この見直しに伴う他制度への影響についてはそれぞれ趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応すること」を基本的な考えである」というものであります。

ご質問の引下げによる影

響を受ける人数等については、平成25年度の個人住民税非課税者の中から平成26年度に課税対象になる方、あるいは非課税世帯から課税世帯になる世帯については、平成26年度以降の税制改正の議論の中で示されるものと思いますので、現時点での割出しをすることは困難であります。

4点目は、住民税非課税限度額を参照している制度の影響が地方財政へどのように影響するのかが質問であるかと思いますが、その影響がどの程度であるかについては、ただいま申し上げましたように、その基準が示されていないことから、現段階ではお答えすることができませんのでご理

議会の傍聴はお気軽に

3月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
(TEL 62-2511)

解願いたいと思います。

また、町民の暮らしを守ることは地方自治の役目というところでありますが、国の制度改正に対して地方自治が補完すべきということについてはいささか疑問に思いますし、財政面からも困難であると思います。

このようなことから繰り返しになりますが、国は「見直しに伴う影響については趣旨や目的を十分考慮しながら、影響が及ばないよう対応する。」とされておりますので、その動向を注視しながら、住民に不利益を生じないよう国に対し強く要望して参ります。

■再質問

今本町に対する影響額が町長から出されまして、一般報道よりも本町の影響額というのは、保護費が引き上げられるケースも多く、ちょっと安心したというか、そういう感想を持っております。その中でも引き下げられる方もいるということ、その方たちに対しては本当に大変なことだとは思っています。

まず、税制改正が平成26年に行われるということ、それ以後でなければ、どの程度の影響が出てくる

かがまだわからないというお話でした。税制改正の後、影響がどの程度出るか、とても心配なところです。

現在の状況で、就学援助などはすぐ生活保護費の影響を受けてしまうのですけれども、給地によって引下げ額が違ふというので、就学援助についての引下げは行われぬ可能性があるとこのことでしょうか。そこをまず1点伺いたいと思います。

地方税法の税制改正後の影響というのは、またその時点で質問して行きたいと思っています。

●教育長

就学補助の改正の部分ですが、私もまだ内容をしっかりと押さえてない部分ではありますが、現在考えている時点では、その基準となる金額が下がるということになりますと、私どもの所得の金額の基準も、それに比べると率はある程度高くなると思います。基準も一緒に下がっていくようになりますので、今のところは当面、特別なものがあれば別ですけれども、おおよそあまり影響ない中で進んで行くのではないかとこの判断をしております。

■幸坂議員

今いろいろな制度の引下げがあつて、更に消費税がかかってくるということ、町民の生活も本当に大変になってくると思うのですよね。そこを町がどう町

民の生活をフォローしていくかということは、とても大切なことになってくると思います。そういう観点で、ぜひ今後ともいろいろな施策をしていっていただきたいなと思います。

生活

子育て世代の支援について

幸坂 順子 議員



■質問

本町では、高齢化が進み亡くなられる方も多く、人口の減少が続いておりますが、このところ出生数が増えているという明るい話題もあります。子どもは地域の宝です。健やかな成長を地域で見守りたいものです。

しかし、現代の子育ては大変お金がかかります。そのことが子どもを産めない原因のひとつになっております。子育て世代は若い世代ですので、収入も多くはありません。ですから、安心して子どもを産み、育てられるよう支援をしていく必要があります。

そこで、次のことについて伺います。

1、出産祝い金と燃やせるゴミ袋の支給をしてください。出産祝い金は、町としてお祝いの気持ちを表すものです。また、今の赤ちゃんは紙おむつを使いますので、ごみの量が大変多くなります。出産後1年は燃やせるごみの袋を支給してはどうでしょうか。

2、医療費を18歳まで無料にしてください。寿都町では、子どもの医療費助成が18歳まで拡大され大変喜ばれています。後志管内でも18歳まで助成しているのは、黒松内、蘭越、寿都の3町だけです。他の町村は、小学校あるいは中学校までです。しかし、多くの町村が全額助成しております。寿都町でも全額助成できないでしょうか。

3、寿都高校へバス通学する生徒へ通学費全額補助を。現在二分の一の助成が行われていますが、全額補助することはできないものでしょうか。

以上3点お伺いします。

●町長

ご指摘のとおり、子どもは地域の宝であることの認識は同じくするものであります。

そのうえで、1点目の出産祝い金と燃やせるゴミ袋の支給についてはあります。本町の子育て支援については、子育て世代の方々の仕事と子育てを両立する放課後児童クラブの運営、子育て負担を軽減するため子ども医療費助成の対象年齢の拡大やインフルエンザワクチン接種助成、更にはインフルエンザ菌b型ワクチン接種助成であるとか、小児用肺炎球菌ワクチン接種助成は国に先駆け実施し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めて参りました。

ご提案の出産祝い金や燃やせるゴミ袋の支給といった支援については、一時的な支援に過ぎません。私は子育てに関し、広い視点に立った継続的な支援こそ

が、安心して生み育てる環境づくりだと考えております。

なお、平成26年度中に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、その策定の中で親御さんが子育てに関しどのようなお考えをお持ちなのか、ニーズ調査等の中で捉えて参ります。

2点目の子どもの医療費助成に関するご質問ですが、子ども医療費助成事業につきましては、母子保健予防対策及び子育て支援の一環として、その時々状況に合わせて対象年齢を引き上げ、本年4月からは18歳まで拡大して実施しております。また、現在の一部負担につきましては、平成17年4月から北海道医療給付事業の見直しにより、3歳未満児及び町民税非課税世帯には初診時一部負担金を、3歳以上の町民税課税世帯には1割の自己負担をしていただいているところであります。子ども医療費は、今年度から対象年齢を引き上げたばかりでありますので、今後の推移を見守りながら、慎重に検討すべきものと考えています。

いづれにいたしましても、子どもを取り巻く環境

は多様化しているところでありますが、ご存知のとおり、本町における財政状況等も決して良好な状態にないことから、できるもの、我慢してもらうものなどの整理をしながら、慎重に対応して参りたいと考えております。

●教育長

寿都高校へバス通学する生徒への通学費の補助についてですが、この事業は平成21年度から島牧村とも連携し、保護者の負担軽減やそれに伴い寿都高校の維持存続に寄与するものとして実施しているところであります。3ヶ月定期の2分の1を補助上限として、平成25年度では28万4千円の予算措置をし、現在28名の生徒より申請が上がっている状況となっております。

全額補助とのご提案ですが、保護者の負担感については私どもも理解しておりますが、寿都高校での生徒間の公平感を大切にすることで、島牧村との連携調整に配慮し取り組んでいるところなどから、現段階で補助割合を変更しないということが、むしろ適当ではないかと判断しております。なお、この他保護者の負



担軽減策としましては、資格検定受験料の補助や、学校給食の提供及び部活動での町有バスの利用など実施しておりますが、いずれも町村の連携調整を図り進めており、今後におきましても島牧村及び高校と充分連携した中で取り組んでまいりたいと考えております。

■再質問

子育て世代というのは、子ども手当の支給時にですね、年少扶養控除と特定扶養控除というのが廃止され、児童手当に変わってからもそれがそのまま据え置かれていたという状況もあります。そういうことも勘案して、支援をしていく必要があるのではないかなと思っております。

寿都高校のバス通の生徒

についても、生徒間の不公平感があるということ、なんとか島牧から通ってくる生徒と寿都町の生徒というのが不公平感がないようにしていけたらと思います。バス代というのも大変な金額になりますので、この辺も是非していただけたらと思います。

●町長

子育て支援の関係については、先ほどお話しさせていただきましたが、26年度中に子育て支援事業計画の中で、実際に今の親御さんの生の声を聞いてみて、聞いたからといって、また、色んな要望をされたとしても「はい」とはお答えできないかもしれません。財政的な問題もござい

ます、まず実際の生の声を聞いて、できるもの、できないものをしっかりと見極めたいと思います。

それから生徒間の不公平、これは寿都高校スタートしてから島牧の生徒はかなりの経費は親御さんにかかってまして、寿都高校の存続も含めてですね、先ほど教育長のほうからお話が合ったように、今の財政状況からいって半分支援しようということ、現在続い

ております。後は、不公平うんぬんというよりは親御さんの負担を考えていったときに、単なる助成だけの解決方法しかないのか、また違う方法で親御さんの負担がかからない方法はないのか、これは島牧、寿都を含めて協議する必要も私はあるんじゃないかと思っております。バス代がかなり重荷になると思うのも、私は自覚をしておりますし、これはただ寿都だけでこうしましようという話にはならないと、先ほど教育長もお話した通りでございますので、今後の協議事項として、島牧と協議を進めさせていただきたいと思っております。



平成25年 第5回臨時会

平成25年第5回臨時会は11月1日に招集され、会期を1日と定め、単行議案1件を審議するとともに、平成24年度一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算認定については、議員9名全員による決算特別委員会に付託し、同日閉会しました。

◎審議した案件

①単行議案

◆林業専用道（規格相当）磯谷幌別川線開設工事請負契約の変更・・・原案可決

平成25年6月18日に議決された議案第9号の林業専用道（規格相当）磯谷幌別川線開設工事請負契約について、設計変更により、308万1千750円が増額となるものです。

設計変更の内容は、道路部の全体を伐開伐根し、縦断勾配を確認するため現地を精査したところ、縦断勾配の変更が必要となったことで、運搬捨土が1千³m減少したことで109万4千100円の減額。

路盤工で、再生骨材40mm級での設計が、地元及び近隣町村生産社においても全量の確保が困難となったため、北海道とも協議の

上、地元の基準値をクリア出来る200³mを再生骨材として使用し、残りの3千500³mをやむを得ず、原石を破碎した切込砕石40mm級を使用することとしたものであります。

これにより、417万5千850円の増額。差引308万1千750円の増額変更です。

・変更後の契約金額

6千272万1千750円

・契約の相手方

寿都町字矢追町595番地2 株式会社 蛇沢組

代表取締役 蛇沢 仁

◎平成24年度各会計決算認定（決算特別委員会へ付託）

平成24年度一般会計及び6特別会計の歳入歳出決算認定が議案として提出され、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し審議することとなりました。決算特別委員会委員長に石澤洋二委員、副委員長に木村真男委員が互選されました。



11 月

- 1 日 平成 25 年第 5 回 臨時会 ・ 全員協議会
- 5 日 監査委員協議会研修会 （札幌市 木村親志議員）
- 6 日 功労者表彰式 （小西議長、他議員多数）
- 12 日 後志町村議会議長会臨時総会・要望活動 （東京都 小西議長）
- 13 日 全国町村議会議長大会 （東京都 小西議長）
- 22 日 例月出納検査 （木村親志監査委員）
- 25 日 南部後志衛生施設組合議会 第 1 回臨時会 （小西議長、木村眞男組合議員）
- 26 日、27 日 決算特別委員会 （全議員）

12 月

- 12 日 議会運営委員会
（石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長）
- 17 日 平成 25 年第 4 回 定例会 ・ 全員協議会 （全議員）
- 19 日 例月出納検査 （木村親志監査委員）
- 25 日 南部後志衛生施設組合議会 第 2 回定例会 （小西議長、木村眞男組合議員）
- 31 日 寿都神社 除夜祭 （沢村副議長、他議員多数）

1 月

- 1 日 寿都神社 歳旦祭 （沢村副議長、他議員多数）
- 4 日 新春初せり式 （小西議長、他議員多数）
新年交礼会 （小西議長、他議員多数）
- 5 日 消防 出初式 （小西議長、他議員多数）
- 7 日 消防寿都分団 幹部新年会 （小西議長）
- 11 日 漁業報告祭 （沢村副議長）
- 12 日 寿都町成人式 （小西議長、他議員多数）
- 15 日 例月出納検査 （木村親志監査委員）



功労者表彰式



決算特別委員会



消防出初式



寿都町成人式